

○厚生労働省告示第六十号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第二十七条第二項の規定に基づき、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成十七年厚生労働省告示第百三十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

表石綿等の有害性の項中「石綿等」を「石綿」に改める。